

奈良県広域水道企業団告示第 16 号

奈良県広域水道企業団が行う競争入札に参加する者に必要な資格を次のように定める。

令和 7 年 10 月 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団が行う競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県広域水道企業団契約規程（令和 7 年 3 月企業管理規程第 36 号）第 2 条の規定に基づき、奈良県広域水道企業団が行う競争入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定める。なお、「奈良県広域水道企業団が行う競争入札に参加する者に必要な資格」（令和 7 年 4 月 1 日付け告示第 12 号）は令和 7 年 9 月 30 日をもって廃止する。

- 1 次に掲げる工事の請負又は業務の委託（以下「建設工事等」という。）の契約について、別表の左欄に掲げる所属が実施する競争入札に参加する者に必要な資格は、同表右欄に掲げる団体において建設工事等の契約に係る競争入札参加資格を得ている者であることとする。
  - (1) 建設工事
  - (2) 測量業務
  - (3) 建築関係建設コンサルタント業務
  - (4) 土木関係建設コンサルタント業務
  - (5) 地質調査業務
  - (6) 補償関係コンサルタント業務
  - (7) その他建設工事に関連する調査業務
- 2 物品の購入、製造の請負その他役務の提供に関する業務（以下「物品購入等」という。）の契約（前項に該当する契約を除く。以下同じ。）について、別表の左欄に掲げる所属が実施する競争入札に参加する者に必要な資格は、同表右欄に掲げる団体において物品購入等の契約に係る入札参加資格を得ている者であることとする。

別表

|          |       |
|----------|-------|
| 本部       | 奈良県   |
| 広域水道センター | 奈良県   |
| 水質管理センター | 奈良県   |
| 大和高田事務所  | 大和高田市 |

|           |               |
|-----------|---------------|
| 大和郡山事務所   | 大和郡山市         |
| 天理事務所     | 天理市           |
| 橿原・明日香事務所 | 橿原市又は明日香村     |
| 桜井事務所     | 桜井市           |
| 五條事務所     | 五條市           |
| 御所事務所     | 御所市           |
| 生駒事務所     | 生駒市           |
| 香芝事務所     | 香芝市           |
| 宇陀事務所     | 宇陀市           |
| 平群・三郷事務所  | 平群町又は三郷町      |
| 斑鳩事務所     | 斑鳩町           |
| 安堵事務所     | 安堵町           |
| 高取事務所     | 高取町           |
| 上牧事務所     | 上牧町           |
| 王寺事務所     | 王寺町           |
| 広陵事務所     | 広陵町           |
| 河合事務所     | 河合町           |
| 吉野事務所     | 吉野町           |
| 大淀事務所     | 大淀町           |
| 下市事務所     | 下市町           |
| 磯城事務所     | 川西町、三宅町又は田原本町 |